

令和元年 No.13

○国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程の一部を改正する規程

改正理由

間接経費の定義を明確化して経費の可視化を図るため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和元年10月16日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年10月17日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

令和元年規程第11号

国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程（平成23年規程第3号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程の一部改正について

改正理由：間接経費の定義を明確化して経費の可視化を図るため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （受託事業費） 第9条 受託事業費は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。 （1）受託事業の遂行に直接必要な<u>謝金，旅費，消耗品費等の経費</u>に相当する額（以下「直接経費」という。） （2）受託事業の遂行に関連して直接経費以外に必要となる<u>光熱水料，事業で使用する大学インフラの整備・維持経費，管理事務経費等の受託事業の実施に伴い生じる大学の管理運営に係る諸経費</u>を勘案して定める額（以下「間接経費」という。） 2 委託者が負担する間接経費の額を算定する場合は、直接経費の3割に相当する額を標準とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和元年10月17日から施行する。</u>	〔省略〕 （受託事業費） 第9条 受託事業費は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。 （1）受託事業の遂行に直接必要な<u>経費</u>に相当する額（以下「直接経費」という。） （2）受託事業の遂行に関連して直接経費以外に必要となる<u>経費</u>を勘案して定める額（以下「間接経費」という。） 2 委託者が負担する間接経費の額を算定する場合は、直接経費の3割に相当する額を標準とする。 〔省略〕